

【以善会レポート】第十三弾

『慊堂諫艸』註釈（一）

Ⅱ 太田資始の継嗣に関する意見書Ⅱ

中山正清

はじめに

掛川藩主太田資言は嗣子のないまま文化七年（一八一〇）に死去し、近江宮川藩主堀田正毅の三男が資始と名乗って太田家を継ぎ、資言の娘の條を娶りました。しかし、資始が相続してから十五年経ち、資始が幕閣で寺社奉行の要職に就いてからも跡継ぎができません。

これを憂えた松崎慊堂は、太田家の分家の旗本（五千石）から養子を迎えるように資始に諫言しました。分家は養子を迎えることなく男系相続が続いているため、太田道灌以来の血脈が守られるというのです。この諫言を記した意見書が『慊堂諫艸』で、東京大学総合図書館の『鷗外文庫書入本画像データベース』に収載されています。

慊堂はこの文を文政八年（一八二五）二月六日夜、資始に奏上し、資始は諫言をいったんは快く受け入れました（『慊堂日曆』同日条〈山田琢訳注『慊堂日曆1』〔平凡社東洋文庫、一九七〇年〕）。しかし同十年六月、資始と條の間に男子（後の資功）が生まれたことで、分家から養子を迎えるという話は立ち消えになっています。

結局は藩政に影響を与えることはなかったのですが、『慊堂諫艸』には、資始が養子に迎えられた事情や周囲の反応などが興味深く描かれています。

また、『慊堂諫艸』では中国の古典や日本史、さらには世間話のような身近な話を引いて論を進め、男系で家を継いでいくことの意味を強調したり、藩内でささやかれていた崇りの話を合理的に否定していたりします。

慊堂には大名の子弟から庶民まで多くの弟子がいますが、儒学の考え方をわかりやすくユーモアを交えた講義が人気を集めたのでしょうか。その一端を『諫艸』からうかがうことができます。

『慊堂諫艸』については、鈴木瑞枝著『松崎慊堂』（研文出版、二〇〇二年）や小宮厚・町田三郎著『松崎慊堂・安井息軒』（明徳出版社、二〇一六年）といった慊堂の伝記の中で紙幅が費やされていますが、全文を分析し

ているわけではありません。

そこで、『諫艸』の中で意味の通じにくい単語や熟語、なじみのない人名等について、各種の辞典や事典の記述を註釈として示すとともに、エピソード等についてはその出典や関係事項を記しました。これにより、『諫艸』の書かれた背景をより明らかにできたと考えます。

註釈の分量が多くなったので、『以善会レポート』には計四回に分けて載せることとします。

『慊堂諫艸』に關係する史料としては、慊堂の日記である『慊堂日曆』と『慊堂先生語録』があり、このうち『慊堂日曆』は關係個所の註に引用しておきました。

『慊堂先生語録』は越後新発田藩出身の儒者で慊堂の下で学んだ丹羽思亭（恵、伯弘、寛政七年（一七九五）～弘化三年（一八四六））が、慊堂から聞いた話をまとめたもので、早稲田大学古典籍総合データベースに収載されています。

『慊堂諫艸』に關係する記述は『諫艸』から二年後の文政十年一月に慊堂が思亭に語ったもので、『諫艸』を受けた資始の動向など興味深い記述があります。今回の『慊堂諫艸註釈』では一部を引用しましたが、管見では『語録』を利用した論考などは見られませんから、稿を改めて全文を紹介、考察することとします。

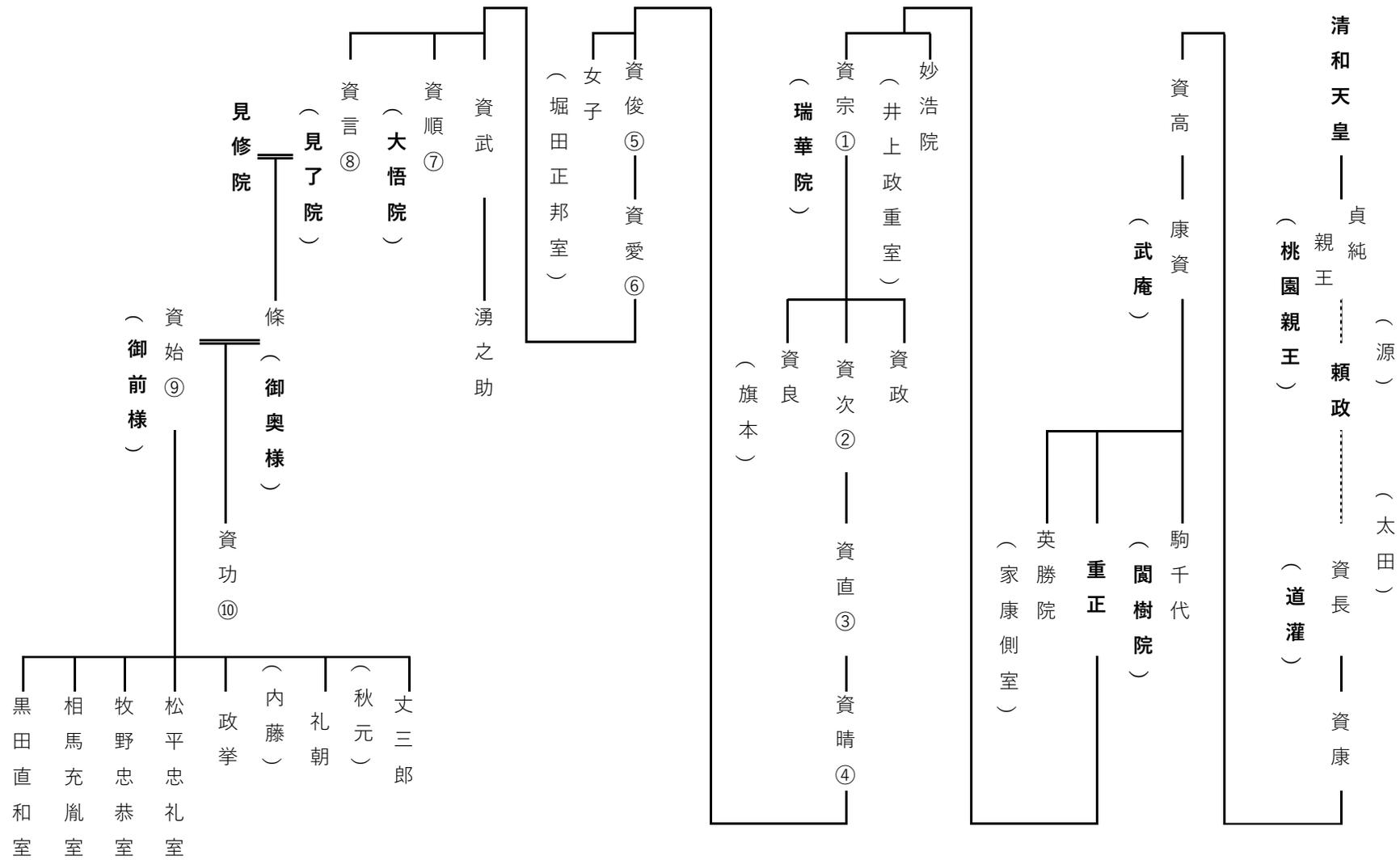
〔關係系図〕

『慊堂諫艸』には太田家關係の多くの人名が登場するので、まず太田氏本家と分家、それに太田資始の実家である堀田氏の略系図を示します。『慊堂諫艸』本文に登場する呼び名を太字で記し、註に出てくる人物もできるだけ掲載せました。

系図の作成に当たっては、『寛政重修諸家譜』（文化九年（一八一二）完成）に基づきましたが、『寛政重修諸家譜』以降の人名については、各註に出典を示してあります。

・太田氏本家略系図

（人名に付した数字は、大名として家督を継いだ順番）



同データベースで一行に記されていても、話柄が変わって次の章に移るときは／で区切った。

一、『鵬外文庫書入本画像データベース』では、太田家当主の法号に筆写者によるとみられる頭註を欄外に付しているが、本稿では他の註と同様の扱いとした。

一、旧漢字は原則として新漢字に改めた。

一、原文の割註は、該当個所に（割註…）の形で記した。

一、それぞれの註記の出典や参考文献は、各註の末尾の【】内に示した。

一、出典や参考文献には原則として該当する個所の頁数を記したが、辞書・事典類は該当する項目、日記は該当の年月日を記した。

一、本文や註釈の引用文には、現在からみれば不適切な表現が一部にあるが、史料性を重視してそのまま記した。

一、歴史上の人物はもとより、御存命の研究者についても敬称は略させていただいた。

一、註に使用したWEB上の史料等は、二〇二四年五月二十三日までに閲覧したものである。

(a) 表紙

こうどう かんそう
謙堂¹ 諫艸

しもうき いんぱ やちまた
下総国印幡郡八街町² 矢部健次郎³ 蔵

1 ・松崎謙堂（まつぎき・こうどう 明和八年（一七七二）～天保十五年（一八四四）江戸後期の儒学者。名は復、字は明復。肥後国益城郡の農家に生まれる。江戸に出奔して昌平黌に学び、林述斎の家塾に入る。のち遠江国掛川藩に藩校の教授として招かれた。隠退後江戸目黒に私塾石経山房を開いた。

- 【『日本史人物辞典』（山川出版社、二〇〇〇年）「松崎慊堂」項】
- 2 ・現在の千葉県八街市。明治二年（一八六九）から始められた放牧地の開墾事業のときに「八街」の地名が付けられたと推測される。

【八街市ホームページ「明治時代の八街」】

- 3 ・矢部健次郎は松崎慊堂の外曾孫で、松崎健五郎・浜野知三郎・渋江保らとともに慊堂に関する資料を森鷗外に提供した。

【東京大学総合図書館『鷗外文庫書入本画像データベース』収録
『慊堂諫艸』『内容記述』】

・健次郎は慊堂の著書『尺準考』の跋に、『松崎慊堂全集』刊行の経緯を記していて、その中に「浜野知三郎君亦篤学之士也。与余有旧。余先生之嫡孫故退蔵翁之女婿。且識蔵先生遺書尤多也。遠訪余蘆。憊懣校訂先生遺著。托崇文院刊行之事」とある。

これによれば、健次郎は慊堂の孫である退蔵の娘婿で、慊堂の残した著書をもっとも多く所蔵していた。

【総監修・芳賀登、解説・小林幸夫『松崎慊堂全集 四』（冬至書房、一九八八年）二三三頁】

・鈴木瑞枝著「松崎慊堂伝の試み（一）」によれば、健次郎は、海野豫介（石窓）の弟子矢部潤（温叟）の息子とみられる（註14参照）。海野豫介は慊堂の弟子。

【鈴木瑞枝著「松崎慊堂伝の試み（一）」『安田学園研究紀要 22』（一九八二年）一六七～一六八頁】

（b）相次ぐ藩主の死

おそれながら
乍恐密々奉申上

私儀遠国^{おんじく}之書生^{しゆせい} 4 之所、

大悟院様^{おへやざみ} 5 御部屋住之時被召出^{まゐりだされ} 6、格別之御厚恩

に而御内外之機密⁷迄^{まで}も蒙御意⁸、

見了院様⁹尚又同様被召使候所、御打続^{めしつかわれ}

御逝去^{ごせいきよ}に付、私儀最早遁世^{もはやとんせい}に可仕奉存候所、

御前様^{ごぜんさま}堀田家より御相続被遊候¹³に付、存込候事^{ぞんじこみ}

有之少間思止り候^{すこしのあいだ}に付、

- 4 ・ 慊堂は肥後国出身で林述斎に儒学を学んでいた。註1参照。
- 5 ・ 頭註に「資順」。

・ 太田家の歴代当主の動向を編年体で記した『家譜』によると、掛川藩主太田資順（宝暦十年（一七六〇）〜文化五年（一八〇八））は資愛の二男。兄資武の死去（天明四年（一七八四））により嗣子となり、文化二年（一八〇五）から掛川藩主。

『家譜』は個人蔵。表紙に「家譜 太田撰津守」、文末に「弘化三丙午年九月 太田撰津守判」とあり、弘化三年（一八四六）に掛川藩主太田資功の命で編纂されたことがわかる。

郷土史家の袴田鷹邨（明治九年（一八七六）〜昭和四十二年（一九六七））による跋には、藩の代官を務めた今井家が同書を所蔵していて、昭和五年（一九三〇）に鷹邨が書写した経緯が記されている。このとき巻一が既に失われていたという。 【家譜】巻之四、跋】

- 6 ・ 慊堂は享和二年（一八〇二）、資順の父資愛に掛川藩校教授として召し抱えられた。

【鈴木瑞枝著『松崎慊堂』（研文出版、二〇〇二年）所収 「松崎慊堂略年譜」】

- 7 ・ 慊堂の弟子塩谷宕陰（文化六年（一八〇九）〜慶応三年（一八六七））による「慊堂松崎先生行述」には以下の記述がある。

隆公卒。大悟公嗣立。深識先生。政事無巨細。多与之詢。先生悉力匡翼。所言莫不行。列国法。士大夫死無嗣者。許暴納異族為後。謂之急養子。而禄爵遽降。先生建白。凡如是者。宜博搜精遴以期於得器。不応期限夙遽致謬取匪材。其未得之。賜禄如故。則餼粟之費小。而得人之益大。從之。至今国人仰公之風。曰某法。悟公之所建也。某令。悟公之所定也。口其仁明者。不一而足。蓋出於先生冥贊之力者居多。先生処事公亮。不邀名。不誇功。務歸美於君。而已居其勞。公倚之如左右手。

これによれば、資愛（隆公）が死去して資順が藩主となると、政治の大事なことやそれほどでないことまでも慊堂に諮問し、慊堂もよくこれに応じ、その助言で実施されないことはなかった。

例えば、藩士が跡継ぎなく急死した場合、他氏から養子を迎えることを許すが、その代わりに禄高を減らしたり役職を下げたりしていた。これに対し慊堂は、人材を得るため禄高や役職を元のままにするよう進言し、実行された。

このように慊堂の進言で資順が定めた法令は多かったが、慊堂はその功を資順に帰して自らの功を誇ることはなかった。

「内外之機密」とは、慊堂が藩主の諮問を受けた際などに、藩政に関わる機密事項まで知らされたことを指すのであろう。

【『松崎慊堂全集 一』（冬至書房、一九八八年）
一三―一四頁】

・資順が藩主に就任して間もない文化二年十一月に出された、藩士の養子に関する規定「養子願」には、末期養子の場合に禄高を減らすなどの文言はない。それ以前には禄高を減らすという規定があったのを、資順の代になり慊堂の建言に従って削ったのであろう。

【『山武市郷土史料集 16 掛川藩から松尾藩へ―
近世編』（山武市教育委員会、二〇一一年）所収
「資順公御代替節改候御壁書」八―九頁】

・ 慊堂の弟子海野石窓（豫介、天明五年（一七八五）〜安政四年（一八五七））による「掛川故教授慊堂松崎先生墓表」にも、資順が慊堂を信頼していたことを示す記述がある。

隆公卒。大悟公嗣。公深識先生。政事無鉅細。苟所欲言。令啓沃無所諱。先生感於知遇。竭力匡翼。其裨益国事。蓋不淺渺云。

やはり資順が慊堂を厚く信頼し、慊堂の助言をことごとく採用したことが記されている。 【前掲『松崎慊堂全集 一』二〇頁】

8 ・ お指図。仰せ。

【『厩辞苑 第五版』（岩波書店、一九九八年）「御意」項】

9 ・ 頭註に「資言」。

・ 太田資言（安永八年（一七七九）〜文化七年（一八一〇））は、文化五年（一八〇八）、兄資順の死去によって掛川藩主を継いだ。

【前掲『家譜』卷之四】

10 ・ 資言は文化七年（一八一〇）六月十七日に掛川城で死去した。

【前掲『家譜』卷之四】

11 ・ 隠居あるいは隠遁すること。

【前掲『厩辞苑』「遁世」項】

12 ・ 「課艸」の提出先である太田資始（寛政十一年（一七九九）慶応三年（一八六七））のこと。文化七年（一八一〇）掛川藩主、文政元年（一八一八）奏者番、同五年寺社奉行を兼帯、同十一年大坂城代、天保二年（一八三一）京都所司代、同五年老中、同十一年老中辞職、安政五年（一八五八）老中再任、同六年老中を罷免、文久三年（一八六三）老中に再々任、同年辞職。

【前掲『日本史人物辞典』「太田資始」項】

13 ・ 資言の死後、近江宮川藩（一万三千石）藩主堀田正毅の三男丈三郎正寛が太田家を継ぎ資始と名乗った。 【前掲『家譜』卷之五】

14 ・ 慊堂は資言の死去後に藩校教授を辞すつもりだったが、思うところあって思い止まった。実際に藩校教授を辞したのは文化十一年（一八一四）のこと。 【前掲 松崎慊堂略年譜】

・ 慊堂の弟子丹羽思亭が著した『慊堂先生語録』には、「余二姓ニ仕ル所存ナキユヘ早速隠居スヘキト思ヒシカト翌未年ハ朝鮮人対州へ来ルユヘ以前ヨリ林祭酒ノ約束ニテ是非トモ可参ヨシニテ未年ハ対州へ往キ歸リテ早速隠居ヲ願フタリ」とある。

つまり、文化七年に資始が太田家を継いだとき、慊堂がすぐに隠居しなかったのは、翌年に朝鮮通信使が対馬に来る予定で、その応接に慊堂が携わること林述斎と約束していたためと、慊堂は思亭に説明している。

【丹羽思亭著『慊堂先生語録』…早稲田大学古典籍総合データベース 収載】

・ 前掲「慊堂松崎先生行述」には、資始が太田家を継いだときのこととして、以下のような記述がある。

見了公立。亦僅三年而卒。嗣公襲封之三年。加賜五口俸。以褒積年之勞。其嗣公之自宮川来続也。先生密疏言事。事秘不伝。

この「先生密疏して事を言うも、事秘して伝えず」の一文について、小宮厚は『松崎慊堂・安井息軒』で、海野石窓の弟子矢部潤の註を引いて、以下のように記している。

「了公（資言）部に就き、淳公（資始）を以て仮嗣と為す、了公病となり、水戸公公子を以て入りて嗣と為さんと欲す、我が諸大夫之を辞す」ということがあり、「先生事を言うとは蓋し此の事なり」とある。入り組んだ問題があったようだが、慊堂の主張は、堀田姓の資始を迎えると道灌以来の血統が絶えるから、太田の血筋の別家に継がせるべきだというもの。すると慊堂は「彼此の嫌疑等も有之」と、画策を疑われた。藩内での権力への志向を疑われたということであろう。藩主の庇護は無く主張は無力。その上に不条理な嫌疑。体力を消耗しきった状態のところ孤立感が加わり、慊堂は幽憂疾まで思うこととなったのであろう。

【小宮厚・町田三郎著『松崎慊堂・安井息軒』

(明德出版社、二〇一六年) 七九頁】

「矢部潤の注」は、『旧松尾藩学制沿革概略』所収の「掛川藩江戸邸前教授松崎慊堂伝」にあり、次のように記されている。

於是先生三喪所天此所以其早乞骸骨也道淳公自宮川入嗣(割註は略す)先生密疏言事事秘不伝(割註…潤嘗竊聞了公就部以淳公為仮嗣了公病水戸公欲以公子入為嗣我諸大夫辞之先生言事蓋此事也(後略)(後略)

割註「潤嘗竊聞」以下には、資言が掛川に入部するときに資始が仮養子となっていたが、資言が病に倒れたとき、水戸公は息子を資言の跡継ぎにしたいと申し入れたが、掛川藩の重役はこれを辞退したと、矢部潤は聞いていた。慊堂がひそかに上奏したのは、これに関することであろうという意味のことが記されている。

後述するように、『慊堂諫艸』には、資言が掛川に入部するとき、水戸藩主や吉田藩主からそれぞれ息を仮養子にするよう打診があった(註44、45参照)が、資言は堀田正毅の息子(後の資始)を仮養子に選んでいることも記されている。

ただ、「先生密疏言事。事秘不伝」(慊堂先生がひそかに上奏して言ったことは、秘して伝わらず)とあるように、一部の重役を除く掛川藩士らには『慊堂諫艸』の詳しい内容は伝わっていなかった。このため、水戸家から仮養子の打診があったことが誇張されて、水戸家から資言の跡継ぎを出したいと申し入れがあったと、藩内の一部に広まったのではないだろうか。

【「(翻刻)旧松尾藩学制沿革概略」…『平成三十年年度掛川市二の丸美術館・掛川市ステンドグラス美術館年報』(二〇二〇年)一三頁】

・慊堂先生語録』は、慊堂は資始に分家から養子を迎えるように諫めたことについて「容易ニ口ヨリ発セス徳先生ノ門人ニ入三年ニシテ始

メテ此話ヲ聞フヲ得タリ」と記している。

『慊堂諫艸』は主君である資始の後嗣問題に口を出しているだけでなく、資始が養子のために引け目を感じているとか奥方が癩性であるなど、無礼と受け取られかねない文言があり、慊堂にとっても資始にとっても流布させるべきものではなかった。このため丹羽思亭も、入門後三年は『慊堂諫艸』のことを知らなかったのである。

【前掲『慊堂先生語録』】

・なお、資言が死去した文化七年（一八一〇）時点で、当時の水戸藩主治紀には五人の息子がいた。長男斉脩は世子、四男頼筠は支藩の常陸宍戸藩主松平頼敬の養子となっていて、行き先が未定なのは、文化十二年に支藩である讃岐高松藩主松平頼儀の養子となる二男の紀経（頼恕と改名）、文政十二年（一八二九）に兄斉脩の跡を継いで水戸藩主となる紀教（斉昭と改名）の二人だった。資言の仮養子候補は紀経または紀教だったことになる。

ただ、治紀は三男の斉昭に「養子に出されることになっても、譜代大名の養子にはならないように心得よ」と述べたという。これが文化七年以前からの考えだったとすれば、水戸家から資言に仮養子を打診したものの、資言の養子にするつもりはなかったことになる。

【永井博著『徳川斉昭』（山川出版社、二〇一九年）

三〇四、二三〇―二四頁】

・治紀の逸話をまとめた『武公遺事』には、以下のように記している。

（※）は中山による。

公ハ御平生朝廷をことの外御崇敬被遊けり、或時景山公子（※斉昭のこと）へ御意遊されけるは、たとひ何方の養子と成候とも御普代大名へハ参り不申候様に心得可申候、普代ハ何事か天下に天変出来候へは將軍家にしたがひをる故に、天子にむかひたてまつりて弓をひかねはならぬ事也、これハ常に君としてつかうまつる故にかくあるべき事なれども我等ハ將軍家いかほど御尤の事にても、天子に御向ひ弓をひかせられなハ、少も將軍家にしたがひ

たてまつる事ハせぬ心得なり、(後略)

【武公遺事】(編輯兼発行者・青山勇、一八九二年) ..

国立国会図書館デジタルコレクション収載】

(c) 他姓からの養子は「不道理」

／其訳は

御前様は堀田家之御正統¹⁵に付、堀田家御本末¹⁶

御相統は道理之当然に御坐候得共、御家には

道灌様¹⁷御血統¹⁸儼然と御坐候を被指置

御前様御相統被遊候は、乍恐不道理と奉存

候。其故は

大猷院様¹⁹御代被仰出候御定²⁰も有之、いつれ同姓之

兄弟伯淑²¹を養子に可致、若無之時は母方妻方、も

しそれも無之時は他姓に而も五十以前可相願旨と

承居候。然所御里様²²よりも

御前様を御末家御坐候所、

見了院様に御仮養子²³に御頼も、

見了院様にも御末家御坐候所を

御前様を御仮養子に御請被遊候も、乍恐思召

御相違之御事に御坐候。／

15・堀田家は、初代の正盛が六人衆（後の若年寄）、老中を歴任して佐倉藩（十一万石）藩主となったが、次の正信が幕政批判と無断帰国を咎められ改易。正信の長男正休が一萬石を与えられ宮川藩主となった。宮川藩主の堀田家は長男の系統であるため、堀田家の嫡流とされた。

【『新訂寛政重修諸家譜 第十卷』（続群書類従完成会、一九六五年）

四一〇～四一六頁】

16・御本末」は本家と末家（分家）。堀田家には宮川藩主家のほか、幕末の老中堀田正睦を出した下総佐倉藩（一万石）藩、『寛政重修諸家譜』編纂の総裁を務めた若年寄堀田正敦を出した近江堅田藩（一万三千石）の系統があり、ほかに旗本も数家ある。

【前掲『新訂寛政重修諸家譜 第十』四一〇～四一六頁】

【『新訂寛政重修諸家譜 第十一』（続群書類従完成会、一九

六二年）一～一二頁】

17・太田道灌（永享四年（一四三二）～文明十八年（一四八六））。実名は資長か。扇谷上杉氏の家宰として、康正二年（一四五六）に江戸城築城を開始、岩槻・河越にも築城するなど、武蔵・相模の実力者となり、扇谷上杉家を山内上杉家に匹敵するまで成長させた。しかし、文明十八年（一四八六）に主家扇谷定正邸に誘い出されて殺害された。禅僧の万里集九との交遊など文化人としても知られる。

【前掲『日本史人物辞典』「太田道灌」項】

・神奈川県伊勢原市の大慈寺所蔵の『太田道灌画像』（伊勢原市指定文化財）は、資順が描いた道灌の肖像に、道灌が詠んだとされる和歌を資愛が添えたもの。太田家の子孫が道灌を誇りに思っていたことを示

すといえよう。

【拙稿『以善会レポート第一〇弾 斎田茂先の歴史研究』】

・道灌の名前は山吹の説話や、月を見ながら秋の虫の声を楽しむ名所の道灌山を通じて、江戸の庶民にも知られていた。

山吹の説話は、元文四年（一七三九）成立の軍談書『常山紀談』（湯浅常山著）に、以下のように記されている。（※）は中山による。

○太田持資（※道灌）歌道に志す事

太田左衛門大夫持資は上杉宣政（※定正）の長臣なり。鷹狩に出て雨に遭ひ、ある小屋に入て蓑を借らんといふに、わかき女の何とも物をばいはずして、山ぶきの花一枝折て出しければ、花を求るに非ず、とて怒て帰りしに、是を聞し人の、それは

七重八重花はさけどもやまぶきのみひとつだになきぞ悲しき
といふ古歌のこゝろなるべし、といふ。持資おどろきてそれより
歌に志をよせけり。（後略）

【森銚三校注『常山紀談 上巻』（岩波文庫、一九三八年）三六頁】

【『新版角川日本史辞典』（角川書店、一九九六年）「常山紀談」項】

・落語「道灌」は、この山吹の説話がもとになっている。あらずじは、隠居から太田道灌の「七重八重…」の話聞いた八五郎が、友人が雨具を借りに来たたら断つてやろうと帰宅。折からの雨の中、提灯を借りに来た友人に無理やり「雨具を貸してくれ」といわせ、「七重八重…」の歌を見せ、友人から「どどいつか？」と問われると「これがわからないところをみると、よっぽど歌道に暗いな」と言うが、友人は「ああ、暗えから提灯を借りに来た」というオチ。

「道灌」は天保四年（一八三三）刊行の初代林家正三作『笑富林』に原話がかつている。

【東大落語会編『増補落語事典』（青蛙房、一九七三年）「道灌」項】

・道灌山については、文政十二年（一八二九）成立の江戸とその近郊の地誌『江戸名所図会』に、以下のように記されている。句読点、（※）は中山による。

道灌山 一名を城山ともいへり。南ハ新堀を限り、北は平塚に接す。往古太田道灌江戸城にありし頃、出張の砦城とせし跡なりとも、又、関道観坊といへる者の第宅の地なりとも云伝ふ。(※割註は略) 此地薬草多く採薬の輩常にこゝに來れり。殊に秋の頃ハ松虫鈴虫露にふりいて、清音をあらハす。依て雅客幽人こゝに來り風に詠し月に歌ふて其声を愛せり。

【『江戸名所図会』七卷・国立国会図書館デジタルコレクション収載】

【前掲『新版角川日本史辞典』「江戸名所図会」項】

18・太田家は掛川藩主家のほか、資宗の三男資良が寛文十一年(一六七一)に五千石を分け与えられた旗本の分家がある。この分家は資良以後、他家から養子を迎えることなく続いてきた。

【『新訂寛政重修諸家譜 第四』(続群書類従完成会、一九六四年)

三八二〜三八三頁】

19・三代將軍徳川家光(在職：元和九年(一六二三)〜慶安四年(一六六一)〜)。 【前掲『新版角川日本史辞典』所収「江戸幕府將軍表」】

20・將軍綱吉が天和三年(一六八三)に改定した「武家諸法度」には、次のような条文がある。『諫艸』が記された文政八年は將軍家斉の代だが、家斉の発布した「武家諸法度」にも同様の条文があった。

一 養子者同姓相応之者を撰ひ、若無之においては、由緒を正し、存生之内可致言上、五十以上十七歳以下之輩及末期雖致養子、吟味之上可定之、縦雖実子、筋目違たる儀、不可立之事

【石井良助編纂『徳川禁令考 前集第一』

(創文社、一九五九年) 六六頁】

・將軍家光のときの「武家諸法度」には養子に関する規定はないが、『御触書寛保集成』は、家光のときの次の法令を収載している。

寛永十九年午年十二月

一 養子跡目之儀、当年迄無相違被 仰付之、自今以後は、養父累年

無恙御奉公相勤、其上養子之先祖等有御吟味可被 仰付之、無筋目養子等於有之ハ、向後養子跡職相続被 仰付間敷儀也、若又養父日来於不抽御奉公は、養子跡職一円ニは被下間敷由被 仰出之、右之旨、番頭中え老中伝 上意之由、

【高柳真三・石井良助編『御触書寛保集成』
(岩波書店、一九三四年) 五二三頁】

2 1・父の兄と父の弟。

【『角川漢和中辞典』(角川書店、一九五九年)「伯叔」項】

2 2・資始の実父である堀田正毅(宝暦十二年(一七六二)〜文政二年(一八一九))。近江宮川藩(一万三千石)藩主。安永元年(一七七二)に藩主となり、大番頭、奏者番を務める。文化十二年(一八一五)に藩主を退く。【『三百藩主人名事典 第三卷』「宮川藩・堀田正毅」項

(一九六七年、新人物往来社)】

・同族で若年寄を務めた堀田正敦とともに、『寛政重修諸家譜』の編纂の中心となった。同書の「条例」には「さきに正敦正毅編集の命をかうぶり、林大学頭衡にはかりて体裁をさだめ」と記されている。

【『新訂寛政重修諸家譜 第一』(続群書類従完成会、

一九六四年) 一三頁】

・正毅の実母は父正邦の側室八巻氏だが、正室である太田資晴女の子という扱いだっただ。【前掲『新訂寛政重修諸家譜 第十』四一六頁】

2 3・仮養子については、大森映子著「仮養子をめぐる本家と分家」の説明がわかりやすい。該当箇所を以下に引用する。

「仮養子」とは江戸時代特有の制度であり、まだ跡継ぎが確定していない大名や旗本の当主が、参勤交代や公務などで江戸を離れる際、万一の場合にそなえて仮の後継候補を指名しておく制度のことである。具体的には、江戸を離れることになった大名は、あらかじめ仮の養子候補を明記した自筆の願書を作成し、幕府老中に預けておく。その大名が、江戸不在中に死亡するような事態が発生した場合、この仮養子願書は効力を発揮し、願書中で指名された仮養子候

補に家督の継承が認められるというものである。(中略)

ただし仮養子願書の有効期限は、大名当主の江戸不在中のみであり、再び出府した際には、幕府老中へ預けおいた願書が大名の手許に差し戻されて失効した。

【大森映子著「仮養子をめぐる本家と分家」：『経営・情報研究 多摩大学研究紀要 二〇』（二〇一六年）一四一頁】

・仮養子がいつ頃から制度化されたかは明らかでない。大森映子は論文「江戸時代における仮養子と相続」で、「仮養子願書の提出については、天和年間頃からは事例が確認できるが、いつから慣例となったかについてはなお検討の余地がある」としている。

【大森映子著「江戸時代における仮養子と相続」：『湘南国際女子短期大学紀要 一一』（二〇〇四年）一一二頁、多摩大学学術情報リポトリジ『Tama蔵』収載】

(d) 太田家分家への家督返還は実父も承知

／ 勿論 もちろん

御前様其節は御幼年²⁴に付何之弁^{わきまえ}も不被^{いらせられず}為入

候得^ばは、右之訳合^{わけあい}²⁵

御前様御成人之上奉申^{もうしあげたてまつり}上御家之御血統に御伝

被遊候様之御時節迄^{まで}はと奉存、遁世之事見合^{みあわせ}

五^ご个^{かねん}年^{まかりあり}之間罷在候。然所^{しかるところ}

先御両代様格別之御恩を蒙^{こうむり}候所、打続御逝去^{さきの}

に而、御家御他姓²⁶に被為成候事傷敷奉存候

故にや、追々病身に相成²⁷、右に而は^{とて}迎も此儀申上候

御時節迄は存命無覚束奉存候所、

方叟様²⁸ 尚又

先御両代様御同様格別之御懇命²⁹に而、追々申上

候御事共御取用被下置候に付、右之御血脈に御伝被

遊候御事、折を以て密々申上候所、

方叟様にも至極³⁰尤之儀と御承知被遊い^つつれ只今

は幼年同様故不被申出

御前様御料簡²⁹出来させられ候御時節を御

待可被仰進候との御意に付、最早私寸志³⁰

方叟様御承知之上は大半相達候間、此上は遁世³¹仕

御奉公之心³²勞なしに病氣養生³³仕り、目出度御

時節を奉待度³⁴隠居内願³⁵指出、

方叟様にも委曲³⁶存寄奉申上候故、

方叟ほうそう様よりも

御前様へ御書被進すすめられ、右之御書を以て御役人³¹へ

御意御坐候に付、私隠居も願之通被仰付³² 難有ありがたく

奉存候。此間之様に奉存候所、最早十二年に相

成り私病気も気楽罷在候故にや、此節は粗本ほぼ

復仕候。然所右御血脈へ御伝之事御承知之しかるところ

方叟様には七年前御逝去被遊あそばされ、十二年前

方叟様迄申上候寸志は猶其まゝに相成候。因而よつて

方叟様御承知之思召を以おぼしめし、もって

御前様に奉申上度七年以来日夜相考居候所、もうしあげたく

私も最早五十五歳に罷成り人生之転変無覚束まかりな
おぼつかなく

風前之燭ともしび いたまた消ぬ内と奉存、此事奉申上候。／

24・資始（当時は堀田丈三郎）が資言の仮養子となったのは十二歳のと
き。

25・物事のすじみち。 【前掲『家譜』卷之四】

26・太田家は清和源氏の源頼政の子孫を称し源姓を名乗っていたが、資
始の実家堀田家は紀長谷雄の子孫を称し紀姓だった。

【前掲『新訂寛政重修諸家譜 第四卷』三六九頁】

【前掲『新訂寛政重修諸家譜 第十卷』四〇四～四〇六頁】

27・諫艸』では、道灌の血を引かない堀田家出身の資始が太田家を継いだのを残念に思っ
て「病身に相成」ったと記しているが、慊堂は若い頃から体調不良に悩んでいた。

鈴木瑞枝著『松崎慊堂』から、慊堂が隠居するまでの慊堂の病気に
関する記述を拾えば以下の通りになる。

▽天明六年（一七八六）に江戸に出てからの数年・青盲（目が開いて
いるのに物が見えない眼病）や心疾。痞疾（胸元に物がつかえふさが
る病気）。

▽享和三年（一八〇三）…「答山士行」という手紙に「然るに僕また疾
病相かさなる。春仲、宿疾一たび発り、浸淫して已まず」とある。

▽文化五年（一八〇八）の掛川滞在中…栗の毬（いが）が右目に当た
り、とげが刺さる。

▽文化六年（一八〇九）の掛川滞在中…六月に頭痛。八月に腹痛や下
痢で「一時は身心恍惚として無何有之郷（何もなくはてしなくひろび
ろとした所）に入った境地」になった。

▽文化十年（一八一三）四月から六月…四月の終わり頃、風呂上がり
に発熱、臈丸が腫れ全身が痛む。二日後には臈丸が収縮してはなはだ
痛む。五月には肘が痛み、胸の痛みが背中に達するほどだった。

【前掲『松崎慊堂』四六～四七、一〇五～一〇六、一一一、
一二四～一二五、一七一頁】

28・資始の実父堀田正毅。

29・考えをめぐらすこと。思案。

【前掲『広辞苑』「料簡・了簡・了見」項】

30・自分の志の謙讓語。

【前掲『広辞苑』「寸志」項】

31・役目を持っている人。

【前掲『広辞苑』「役人」項】

32・慊堂が隠居を認められたのは文化十一年（一八一四）、四十四歳の
とき。

【前掲「松崎慊堂略年譜」】

・慊堂が四十四歳の若さで隠居したのは、病気だけが原因ではなかつ

た。『松崎慊堂全集 解説書』で小林幸夫は、掛川藩の上層藩士たちは慊堂の教育を無益無用とみなしサボタージュの姿勢を取ったのに対し、慊堂は賞罰をもって学問を強制しようとしたため、藩内で孤立したと指摘した上で、斯道文庫所蔵『偶然書』中の「罪言」と題した草稿を引いて、以下のように記している。

致仕の三ヶ月程前に書かれた「罪言」と名付けた上書の草稿の中で、次のように述べている。

去年御家督後、一向政事御変革モナク、唯今ニ至リ玉フ事（不審存セラレ侍候処）：幼少ヨリ修身齐家ノ道、己ニタラザレトモ、唯此事ノミ講究仕ル事ニ侍フテ、一旦召出サルレモ、此四字ヲ以テナリ。：閣下、臣ガ言ヲ以テ善トナシ玉ハレ、速ニ施シ行ヒ玉フベシ。不善ト思召玉ハレ、臣カ身祖先ノ功德ニテ召仕ワル人ニモアラズ、唯今マデ分寸ノ功業モナシ。空ク上ノ禄米ヲ費シ、私ノ妻子ヲ養フノミ。御家ニ指置レ、実ニ無益有損ノ人ナリ。速ニ退身ヲ賜ラン事ヲ願奉ル。

慊堂は自らの「修身齐家ノ道」が藩政に生かされない、藩に容れられないことに不満をもち、「唯今マデ分寸ノ功業モナシ」・御家ニ指置レ、実ニ無益有損ノ人ナリ」と致仕の心情を述べる。

資順・資言のときには、藩政に慊堂の意見が取り入れられていた（註7参照）のに対し、資始が藩主に就任してからは藩政から遠ざけられていた。慊堂はそれが不満で隠居を望んでいたことになる。

【総監修・芳賀登、解説・小林幸夫『松崎慊堂全集 解説』

（冬至書房、一九八八年）一〇四〜一〇五頁】

（続）